

仙 台 市 岩 切 駅 東 土 地 区 画 整 理 組 合

定 款
(第 2 回 変 更)

仙台市岩切駅東土地区画整理組合定款（第2回変更）

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	費用の分担	1
第 3 章	役 員	2
第 4 章	総会の会議及び議事	7
第 5 章	会 計	8
第 6 章	評 価	9
第 7 章	従前の宅地の地積の決定	9
第 8 章	換地設計	1 0
第 9 章	清 算	1 0
第 1 0 章	工作物等の管理及び処分	1 2
第 1 1 章	雑 則	1 2

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この定款は、健全な市街地の造成を図り、公共福祉の増進に資することを目的として土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により、この土地区画整理組合（以下「組合」という。）が施行する土地区画整理事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、仙台市岩切駅東土地区画整理組合という。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 この組合の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。
仙台市宮城野区岩切字青津目、字大前、字分台、字小児の各一部
仙台市宮城野区南宮字上新田、字日向前、字青津目の全部

(事業範囲)

第4条 この組合は、事業計画及びこの定款の定めるところにより、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宅地の利用増進を図るために行う土地の区画形質の変更及び公共施設の整備改善を図るために行う公共施設の新設又は変更
- (2) 前号の事業の施行のため若しくは、土地の利用促進のため必要な工作物その他物件（以下「工作物等」という。）の設置、管理及び処分

(事務所の所在地)

第5条 この組合の事務所は、仙台市宮城野区岩切字大前19番地の1に置く。

第2章 費用の分担

(収入金)

第6条 この組合の事業に要する費用は、次の各号に掲げる収入金をもってこれに充てることができる。

- (1) 補助金及び助成金
- (2) 次条の規定による賦課金
- (3) 第9条の規定による保留地の処分金
- (4) 法第120条第1項の規定による公共施設管理者の負担金
- (5) 寄付金及び雑収入

(賦課金)

第7条 賦課金は、予算の定めるところにより、第50条の規定により定められた従前の宅地の評価額又は第51条の規定により定められた従前の宅地の所有権の権利価額及び所有権以外の権利の権利価額に比例して賦課するものとする。

2 事業の施行のため必要がある場合においては、第50条の規定により定められた従

前の宅地の評価額又は第 51 条の規定により定められた従前の宅地の所有権の権利価額及び所有権以外の権利の権利価額に比例して、費用の一部を仮に賦課徴収することができる。

- 3 前 2 項の規定による賦課金の額及び賦課徴収の方法は、総会の議決に基づき定める。

(過怠金及び督促手数料)

第8条 前条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて年利率 10.75%の割合の過怠金を徴収し、督促をした場合には、督促状一通につき郵便法第 21 条第 2 項に規定する定型郵便物で重量 25 グラムまでのものの料金の額に相当する督促手数料を徴収する。

- 2 前項の延滞金の額が前項の料金に相当する額以下である場合においては、これを徴収しないものとする。

(保留地)

第9条 この組合は、事業の施行の費用に充てるため、又は総会で定めた目的のため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。

- 2 保留地は、総会の同意を得て、理事が定める。
- 3 保留地は、別に総会の議決を経て定める保留地処分規程に基づいて処分する。
- 4 理事は、換地処分の前においても、保留地となるべき土地を前項の規定に準じて処分することができる。

第 3 章 役 員

(役員の数)

第10条 この組合の役員の数、理事 13 人、監事 3 人とする。

(役員の任期)

第11条 理事及び監事の任期は、5 年とし、就任の日から起算する。ただし、第 36 条又は第 38 条の規定により当選した者については、前任者の残任期間とする。

- 2 理事又は監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(理事の職務)

第12条 理事は、理事会を構成し、その過半数の議決により業務を執行する。ただし、あらかじめ総会の同意を得て定める処務規程に定める軽易な事項については、理事長が専決する。

(理事長及び副理事長)

第13条 理事は、理事長 1 人、副理事長 1 人を互選するものとする。

- 2 理事長は、組合を代表し処務規程及び理事会の決定に従い、業務を処理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときは、理事長を代理する。
- 4 理事長及び副理事長に欠員を生じたときは、理事の互選により、速やかに補充す

るものとする。

(監事の職務)

第14条 監事は、毎事業年度少なくとも1回、この組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会及び理事会に報告するとともに、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の規定により組合の業務の執行及び財産の状況を監査するため、あらかじめ監査要綱を総会の同意を得て定める。

(選挙管理者及び選挙立会人)

第15条 理事(最初の役員を選挙する場合には、法第14条に規定する設立認可を受けた者。以下本章において同じ。)は、役員選挙の選挙管理者となり、役員選挙に関する事務を管理する。

2 選挙立会人は、出席した組合員のうちから2人を総会で選任する。

(役員選挙の被選挙権)

第16条 次に掲げる者は、役員選挙の被選挙権を有しない。

(1) 年齢25歳未満の者

(2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人

(3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(役員選挙)

第17条 役員は、組合員のうちから、総会で投票により選挙するものとする。

2 前項の選挙は、総会出席者の過半数の同意があったときは、投票によらないことができる。この場合においては、総会出席者の過半数の議決をもって役員となるべき者を決定するものとする。

3 第34条及び第35条の規定は、前項の場合に準用する。

(選挙人)

第18条 役員選挙又は選任(以下、単に「選挙」という。)は、組合員又はその代理人が行う。

2 組合員は、前項の規定にかかわらず、書面をもって役員選挙を行うことができる。

3 前項の規定により書面をもって選挙する場合においては、役員に選挙すべき者の氏名を記載し、年月日を付し、署名捺印のうえ封かんし、投票開始の日時前までに、選挙管理者に提出しなければならない。

(役員総選挙の時期)

第19条 役員総選挙は、その任期満了の日前30日から5日までの間に行う。ただし、天災その他特別の事由があるときは、この限りでない。

(選挙の通知及び公告)

第20条 選挙管理者は、役員選挙を行う総会の招集の通知に、投票開始の日時並びに選挙すべき理事及び監事の数に記載しなければならない。

2 前項の通知をする場合においては、選挙管理者は、その通知と同時にその旨を公告しなければならない。

(選挙人名簿)

第21条 選挙管理者は、役員選挙期日前 30 日現在における選挙人の氏名、住所(法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地)を記載した選挙人名簿を作成しなければならない。

(選挙人名簿の縦覧)

第22条 選挙管理者は役員選挙期日前 20 日から 5 日間、その指定した場所において、前条の選挙人名簿を組合員の縦覧に供さなければならない。

2 選挙管理者は、前項の縦覧場所および日時を選挙人名簿の縦覧開始の日の少なくとも 3 日前に公告しなければならない。

(異議の申出)

第23条 組合員は前条第 1 項の規定により縦覧に供された選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがあると認めるときは、その縦覧期間内に文書で選挙管理者に異議の申出をすることができる。

ただし、選挙人の氏名又は住所の単なる誤記については、文書によらないことができる。

2 選挙管理者は、前項の申出を受けた場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに当該選挙人名簿を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人及び関係人に通知しなければならない。

ただし、前項ただし書きの規定により文書にならない申出については、その通知を省略することができる。

(選挙人名簿の確定)

第24条 選挙管理者は、第 22 条第 1 項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなかったとき、又は前条第 1 項の規定による異議について決定したときは、選挙期日の少なくとも 3 日前に、その旨を公告しなければならない。

2 選挙人名簿は、前項の公告があった日において確定するものとする。

(選挙の開始)

第25条 役員選挙は、組合員の半数以上が出席しなければ行うことができない。ただし、総会を再度招集しても、なお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の 5 分の 2 以上の出席者をもって選挙することができる。

(選挙場の秩序の維持)

第26条 選挙場において、演説又は討論をし、若しくは騒ぎ、又は投票に関して協議若しくは勧誘し、その他選挙場の秩序を乱すものがある場合においては、選挙管理者はこれを制止し、その指示に従わないときは、選挙場外に退出させることができる。

(投 票)

第27条 総会に出席した組合員又はその代理人は、所定の投票用紙に選挙すべき役員の氏名を自署し、これを投票しなければならない。ただし、第 20 条の規定により通知した投票開始の時刻（投票開始の時刻を繰り下げたときは、その時刻）に総会に出席していない者は、投票することができない。

2 前項の場合において、組合員が法人であるときは、その法人の指定する者が同項の投票をするものとする。この場合において、法人の指定する者は、投票の際その権限を証する書面を選挙管理者に提出しなければならない。

3 選挙管理者は、必要と認める場合においては、総会の同意を得て、第 1 項ただし書の投票開始の時刻を繰り下げることができる。

4 投票は、理事と監事に分けて行う。

5 1 投票用紙に記載する役員の数は、1 人とする。

(投票できない者)

第28条 確定選挙人名簿に記載されていない者、確定選挙人名簿に記載された者であっても確定選挙人名簿に記載されることができない者及び選挙当日選挙権を有しない者は投票することができない。

2 宅地の共有者及び共同借地権者について代表者が選任されない場合は、確定選挙人名簿には全員を記載するが、選挙当日までに代表者を選任して組合に届け出ない限り投票することができない。

3 前項の場合において投票の拒否は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(退出させられた者の投票)

第29条 第 26 条の規定により選挙場外に退出させられたため、投票をすることができなかった者は、最後になって投票することができる。

ただし、選挙管理者は、選挙場の秩序を乱す恐れがないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(開 票)

第30条 選挙管理者は、投票終了後直ちに選挙立会人の立会いの下に、投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。この決定にあたっては、次条の規定に該当しない限り、その投票をした選挙人の意思が明らかであれば有効とする。

3 第 18 条第 2 項の規定により書面をもって役員の選挙を行った者があるときは、投票終了後、第 1 項の開票に準じて書面を開封する。この場合における書面の効力は、次条（第 1 項を除く）の規定に該当しない限り、その書面を送付した組合員の意志

が明らかであれば、有効とする。

(投票の無効)

第31条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの。
 - (2) 組合員名簿に記載された者でない者の氏名を記載したもの。
 - (3) 選挙すべき理事又は監事の氏名のほか、他のことを記載したもの。ただし職業、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - (4) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの。
 - (5) 選挙すべき理事又は監事の氏名を自書しないもの。
 - (6) 選挙すべき理事又は監事の何人であるかを確認し難いもの。
 - (7) 1投票用紙に2人以上の氏名を記載したもの。
 - (8) 選挙が補欠選挙である場合において、現に理事又は監事である者の氏名を記載したもの
- 2 同一の氏名、氏又は名(法人の名称又は名称の一部を含む。以下本項において同じ。)の被選挙人が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第6号の規定にかかわらず有効とする。
- 3 前項の有効投票は、当該被選挙人の他の有効得票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(当選人の決定)

第32条 有効投票の最多数を得た者より順次当選人とする。ただし、有効投票の総数を、選挙すべき理事又は監事の定数で除して得た数の3分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。
- 3 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において、理事と監事の双方に当選の資格を得た者は、いずれか一方を辞退しなければならない。
- 4 前項の場合において、第34条第2項の期間中にいずれか一方の当選を辞退する旨の申出がないときは、選挙管理者がくじでその一方の当選人として定める。

(選挙録)

第33条 選挙管理者は、選挙録を作り、投票及び開票に関する次第を記載し、選挙立会人と共にこれに署名しなければならない。

- 2 選挙録は、投票その他の関係書類と共に、当該役員の任期期間保存しなければならない。
- 3 第17条第2項の規定により役員となるべき者を決定したときの選挙録は、その総会の議事録をもって代えることができる。

(当選の確定)

第34条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人の氏名及び住所並びにその得票数を公告するとともに、当選人に対して当選の旨を通知しなければならない。

- 2 当選人が前項の公告があった日から7日以内に書面をもって当選を辞退する旨の申出をしないときは、当選を承諾したものとみなす。

(役員 の 就 任)

第35条 選挙管理者は、前条第2項の期間の満了の日の翌日、当選確定人の氏名及び住所を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があった日に、役員に就任するものとする。

3 第1項の公告のときが現在の役員の任期満了期であるときは、前項の規定にかかわらず、当選人は第37条及び第38条の選挙を除くほか、現在の役員の任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(繰 上 げ 補 充)

第36条 当選人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しないとき、又は選挙の期日後6月以内に理事又は監事に欠員が生じたときは、理事又は監事とならなかった者のうち得票数の多い者から順次当選人を定めなければならない。この場合において、得票数が同じであるときは、選挙管理者がくじで当選人を定める。

2 第32条第1項ただし書及び前二条の規定は、前項の場合に準用する。

(再 選 挙)

第37条 次の各号に掲げる場合には、再選挙を行わなければならない。

(1) 当選人がないとき

(2) 当選人がなくなったとき

(3) 当選人の数がその選挙における理事又は監事の定数に達しないとき

(4) 前条の規定により当選人を補充しても、なお理事5人又は監事2人に達しなくなったとき

(補 欠 選 挙)

第38条 理事又は監事に欠員を生じた場合において、第36条の規定により当選人を定めても、なお欠員の数が理事3人又は監事1人を超えるときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の事由が理事又は監事の任期満了前6月以内に生じたときは、補欠選挙は行わない。ただし、在職者の数が理事5人又は監事2人に達しなくなったときは、この限りでない。

(役 員 の 失 職)

第39条 理事及び監事は、被選挙権を失ったとき、又は解任が確定したときには、その職を失う。

第4章 総会の会議及び議事

(総 会 の 会 議 及 び 議 事 の 特 例)

第40条 総会を再度招集してもなお出席者が組合員の半数に満たないときは、組合員の5分の2以上の出席により開会し、その議事は出席した組合員の過半数で決することができる。ただし法第34条第2項の規定による総会の議事については、この限りでない。

(総会の採決方法)

第41条 総会の議決事項の採決の方法は挙手、起立又は記名及び無記名投票によるものとし、その方法を決するときは挙手による。

(総会の傍聴)

第42条 総会の傍聴を求める者があるときは、総会の議事及び秩序の維持に支障がないと認められる場合に、原則として施行地区内の土地について権利を有するものに限り、総会に諮りこれを許可することができる。ただし、傍聴者は会議に加わり、意見を述べることができない。また、議長は総会の議事及び秩序の維持に支障がある場合には、傍聴者を退出させることができる。

第5章 会 計

(経費の収支予算)

第43条 理事は、毎事業年度の経費の収支予算を作成し、当該事業年度前に総会の議決を経なければならない。

ただし、初年度においては、この組合の成立後遅滞なく、総会の議決を経なければならない。

(工事の施行)

第44条 この組合の工事は、理事会にはかり、直営又は請負に付することができる。

2 理事又は監事は、工事の請負をすることができない。

3 理事又は監事が、法人の無限責任社員、取締役、監査役、支配人又はこれらに準ずるものである場合には、その法人は、工事の請負をすることができない。

(工事の請負及び物品の購入)

第45条 工事の請負又は物品の購入は、原則として、競争入札の方法によらなければならない。

ただし、急施を要する場合又は軽易なものについては、理事会の決定により、随意契約によることができる。

2 理事は、工事を請負に付する場合には、あらかじめ総会の同意を得て定める工事請負等規程によるものとする。

(金銭の預入れ)

第46条 理事は、この組合の金銭を総会で定めた金融機関に預け入れるものとする。

(財産等の処分)

第47条 理事は、事務所、工作物、その他の物件及び購入資材等の組合の財産の保管を明らかにするとともに、これらの財産が不用に帰したときは、あらかじめ総会の同意を得て、原則として競争入札の方法により処分しなければならない。

ただし、固定資産以外のものは、理事会の決定により随意契約によることができる。

- 2 この組合が解散した後における残余財産の処分については、前項の規定に準用する。

(事業年度及び経理)

第48条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 理事は、この組合の会計を、あらかじめ総会の同意を得て定める会計規程により処理するものとする。

第6章 評 価

(評価員)

第49条 理事は、土地又は建築物の評価について経験を有するもの3人を総会の同意を得て評価員に選任する。

- 2 理事及び監事は、評価員を兼ねることができない。

(宅地の評価)

第50条 従前の宅地及び換地の評価額は、理事があらかじめ総会の同意を得て定める土地評価基準に基づき、その位置、地積、土質、水利、利用状況及び環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定める。

(権利の評価)

第51条 所有権以外の権利(地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下本条及び第9章において同じ。)が存する宅地については、前条により定めた従前の宅地又は換地の評価額を、土地評価基準に基づき、所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに配分するものとする

第7章 従前の宅地の地積の決定

(基準地積の決定)

第52条 換地計画において換地又は清算金の額を定めるときの基準となる従前の宅地の各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、法第21条第3項の規定による組合設立認可の公告があった日(以下「基準日」という。)現在の土地登記簿(国有地にあっては、国有財産法第32条第1項に規定する台帳とする。以下同じ。)に基づき、組合が実測した地積とする。なお、基準日以前に組合設立準備のために実測した地積で、基準日においてその変動がないものについては、組合が実測した地積として取扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所有者を同一とする一団の土地となっている宅地に係る基準地積は、当該宅地を実測した地積を当該宅地の各筆の土地登記簿に記載されている地積(以下「登記簿地積」という。)に按分して得た地積とする。
- 3 組合は、前二項の規定により宅地を実測しようとするときは、実測する期日を当該宅地の所有者に通知しなければならない。
- 4 宅地の所有者が当該宅地の境界線を明示しないこと、係争その他の理由により宅地の境界線を定めることができない場合の当該宅地に係る基準地積は、第1項及び

第2項の規定にかかわらず、当該宅地を含む一団の土地となっている宅地を実測した地積を当該一団となっている宅地の各筆の登記簿地積に按分して得た地積に基づき、当該宅地の周囲の状況、その沿革等を勘案して組合が査定した地積とする。

- 5 基準日後に分筆した宅地の分筆後の宅地に係る基準地積は、分筆前の宅地に係る基準地積を分筆後の宅地の各筆の登記簿地積に按分して得た地積とする。ただし、分筆後の宅地の各筆の所有者全員が連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、当該申出に基づき分筆後の宅地に係る基準地積を定めることができる。
- 6 組合は、前五項の規定により基準地積を決定したときは、宅地の所有者に通知するものとする。

(基準地積の更正等)

第53条 前条第6項の規定により通知を受けた基準地積に異議のある宅地の所有者は、通知を受けた日から起算して60日以内に、当該宅地の境界線について隣接する宅地の所有者の承諾を得たことを明示した実測図を提出し、基準地積の更正を組合に申請することができる。ただし、申請が遅滞したことに正当な理由があると組合が認めた場合は、この限りでない。

- 2 組合は、前項の申請に理由があると認めるときは、当該宅地及び当該宅地に隣接する宅地に係る基準地積を更正し、これらの宅地の所有者に通知するものとする。
- 3 組合は、第1項の申請に理由がないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第54条 換地計画において、換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利は、その登記のしてある地積(以下「登記地積」という。)又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積。以下「申告地積」という。)とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符号しないときは、理事がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

第8章 換地設計

(換地設計の基準)

第55条 この組合の換地設計は、理事があらかじめ総会の同意を得て定める換地設計基準に基づき、前3条の規定による従前の宅地及び従前の宅地について存する所有権以外の権利の部分の基準地積を基準として行う。

第9章 清算

(清算金の算定)

第56条 換地計画において定める清算金の額は、換地の評価額の総額を従前の宅地の評価額の総額で除した比率を、従前の宅地の評価額(又は従前の宅地の所有権の価額並びに所有権以外の権利の価額)に乗じて得た額と、当該宅地に対する換地の評価額(又

はその換地の所有権の価額並びに所有権以外の権利の価額)との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第57条 換地計画において、換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部又は一部を定めなくて、金銭で清算する場合における清算金の額は、前条に準じて定める。

(清算金の徴収又は交付)

第58条 組合は、前2条の規定による清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の10日前に、納付通知書又は交付通知書を送付するものとする。

2 仮換地を指定した日以後、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合においては、清算金を徴収し、又は交付する方法を準用する。ただし、滞納処分については、この限りでない。

(清算金の相殺)

第59条 宅地又は宅地について存する所有権以外の権利について清算金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、交付すべき清算金を供託しなければならない場合を除き、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とを相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第60条 組合は、清算金として徴収すべき金額が1人につき10万円を超え、かつ、納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき金額が1人について10万円を超えるときは、その清算金を分割交付することができる。

2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合においては、分割納付を希望する旨申出をした者又は分割交付すべき者に対し、その清算すべき金額、毎回の徴収し、又は交付すべき額、毎回の徴収又は交付の期限、及び徴収又は交付を完了すべき期限を指定する。

3 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における徴収又は交付を完了すべき期限は、第1回を徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して、清算金の額に応じて、次の区分によるものとする。

清算徴収金又は清算交付金の総額	分割徴収又は分割交付の期限
10万円を超え15万円未満	6月 以内
15万円以上～20万円未満	1年 以内
20万円以上～25万円未満	1年6月以内
25万円以上	2年 以内

4 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における毎回の徴収又は交付すべき額は、利子を合わせて毎回均等とし、第2回以後の徴収又は交付すべき

期限は、前回の徴収又は交付すべき期限の翌日から起算して6月目とする。

- 5 前項の利子の利率は、年6%とする。
- 6 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、清算金の分割納付を認められた者は、第2項の規定により指定された徴収を完了すべき期限前において、いつでも清算金の残額の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 7 第1項の規定により分割徴収する場合において、清算金の分割納付を認められた者が、納付すべき清算金を滞納したとき、その他特別の事情があるときは、未納の清算金の全部又は一部につき、徴収すべき期限前において、いつでも徴収することができる。
- 8 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、組合が必要と認めるときは、交付期限前においても、清算金の残額の全部又は一部を繰り上げて交付することができる。

(分割納付を希望する旨の申出)

第61条 清算金を納付すべき者が、分割納付を希望する場合には、法第103条第1項の換地処分のお知らせがあった日から2週間以内に、分割納付を希望する旨を組合に申し出て承認を受けなければならない。

(氏名又は住所変更の届出)

第62条 清算金の分割納付を認められた者又は分割交付を受ける者が、その氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。

(延滞金及び督促手数料)

第63条 清算金を滞納した者に督促状を發した場合には、その滞納の日数に応じて年利率10.75%の割合の延滞金を徴収し、督促状1通につき郵便法第21条第2項に規定する定型郵便物で、重量25グラムまでのものの料金の額に相当する督促手数料を徴収する。

- 2 前項の延滞金の額が前項の料金に相当する額以下である場合においては、これを徴収しないものとする。

第10章 工作物等の管理及び処分

(工作物等の管理及び処分)

第64条 法第2条第2項に規定する工作物等が設置された場合においては、その管理を管理者に引き継ぐものとする。

第11章 雑 則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第65条 法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧の公告の日から、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、所有権以外の権利についての同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による

届出を受理しない。

- 2 第20条第2項の規定による、役員選挙の公告の日からその選挙が終わる日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出を受理しない。

(所有権及び所有権以外の権利並びに建築物等の権利の変更の届出)

第66条 施行地区内の宅地の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利の変更(土地の分筆、合筆、地目の変更及び地積の増減、又は建築物について登記の変更、床面積の増減を含む。)を生じたときは、当事者双方連署(権利者限りのものについては、その本人)して、遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付し、連署に代えることができる。

(代表者及び代理人の指定)

- 第67条 施行地区内の宅地について、所有権又は借地権をそれぞれ共有している者は、共有者のうちからあらかじめ代表者を指定し、組合にその旨を届け出なければならない。
- 2 施行地区内の宅地について権利を有する者で、本市内に居住しない者は、事業施行に関する通知又は書類の送達をうけるため、本市内に居住する者のうちから代理人を指定することができる。
 - 3 代表者又は代理人を変更し、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく組合にその旨を届け出なければならない。

(公告の方法)

第68条 この組合の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

(給与及び表彰)

- 第69条 この組合の役員、評価員については、総会の同意を得て定める基準により、報酬、旅費及び手当を支給することができる。
- 2 この組合の設立及び事業に功労があると認められるものについては、組合はこれを表彰することができる。

(細則への委任)

第70条 この定款に規定するもののほか、事業の施行に必要な事項は、細則をもって理事が定める。

附 則

この定款は、法第21条第3項の公告があった日から施行する。